

【第21回】令和6年度島根県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

開催日時：令和6年7月12日（金）13：30～15：20

開催場所：松江年金事務所2階会議室（Web会議サービスによる開催）

出席者：委員 13名中11名出席（うち参集による参加3名）

日本年金機構 4名

1. 開 会
2. あいさつ 松江年金事務所長
3. 委員紹介 委員出席状況の報告
4. 委員長選出
5. 議 事

議事（1）島根県地域年金事業運営調整会議要綱の改正

（2）令和5年度島根県地域年金展開事業の実施結果について

資料4 島根県地域年金事業 令和5年度実施結果及び令和6年度事業計画

- ・事務局より令和5年度事業実施結果について説明。
- ・各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

議事（3）令和6年度島根県地域年金展開事業の事業計画について

資料4 島根県地域年金事業 令和5年度実施結果及び令和6年度事業計画

- ・事務局より令和6年度事業計画について説明。
- ・各委員より質問・意見・要望をいただき、今後の取組に活かしていくこととした。

6. 閉 会

■主な意見・要望・質問

《令和5年度の事業実施結果について》

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

・国民年金事業の実施について、令和4年度から業務委託による訪問勧奨がなくなったことによって、納付率に影響があったという話があった、民間委託は今後も一切やらないということで、日本年金機構の職員がやるべきことと整理されたのか？

・未適用事業所については、所長及び委員長から、加入すべき方をきちんと適用して将来の年金に備えていただくということの大事なミッションだという話があった。

未適用事業所はどういう状態なのかというと、本来、厚生年金に加入しなければならぬ事業主が、厚生年金の適用を逃れて働いている従業員は、自分で国民年金・国民健康保険に入っているという方になる。

これというのは、将来、国民年金だともらう年金も国民年金しかもらえないので、やはり適用事業所で働いている以上は、厚生年金保険料を払っていただき、将来、厚生年金を受給していただいて、安定的な生活の保障にさせていただくという大事なものになる。

未適用事業所に対する取組については、日本年金機構が訪問による加入勧奨を行って、事業所調査を行って適用するということになると思うが、保険料は2年間遡及できるが、2年前まで遡るという理解でよいか？

事業所調査に入った段階からの適用ということではなくて、遡って本来入るべき制度に加入していただく、国民年金で払ってきたけど遡って働いているので、厚生年金の適用も遡って適用するという考え方で適用促進をされているという理解でよいか？

以上、2点です。

◇事務局

・国民年金保険料の納付督促、免除勧奨については、市場化ということで外部委託をしているが、令和5年度から戸別訪問が廃止となった。

コロナ禍において業者による戸別訪問が行えなくなったという背景があるが、全国的には国民年金の納付率は戸別訪問が行われなくても上昇し続けている。

このことから、令和5年度から戸別訪問の委託廃止という判断に至ったと承知している。

しかし、島根県の納付率が高水準を維持できた背景には、業者の戸別訪問の接触率が比較的高く推移していたことも一つの要因であり、それが廃止となり、訪問して受け取った免除申請の数が確保できなかったことが影響したものと見ている。

国民年金収納業務の市場化は今後も継続されるものと承知しているが、戸別訪問の復活は無いものと考えており、リカバリーは私どもで行ってゆくことになる。

次に、厚生年金の適用勧奨についてですが、厚生年金の加入の手続きは事業主の届出に基づいて適用するという基本的な概念がある。

したがって、郵送を行って、まずは、事業主に届出をいただくことが、前提となり、事実確認を行ったとしても、2年まで遡るのではなく、届出をいただいた段階で加入いただくことになる。

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

・今の話だと、届出をいただいてから厚生年金の適用だという話だが、例えば、加入勧奨している間は時間が経つが、例えば、年度当初（1月）に文書を送ったりとか、訪問加入勧奨を行って、半年後に届書を出してもらう場合は時間経過しているので、明日出せば明日からの適用になるという考えは疑問が残るが如何か？

◇事務局

・先ほど申し上げたように、あくまでも制度上、届出に基づくことになっているので、機構独自の取扱いでそうしているわけではない。

ただし、悪質な適用逃れを繰り返す事業所については、それなりの手続きを行って、そういった時には、そのタイミングで一定期間遡って適用することは実際にあるが、あくまでも取組みの中では勧奨ということ、まずは届出をいただくことを先に考えて事業を進めていく。

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

・日本年金機構には、事業所調査があるが、例えば、事業所調査をやっている段階で、被保険者の給与が間違ったり、適用年月日が間違ったりすれば遡って適用していると思うが、仮に、未適用事業所についても基本的には事業所からの届出になると思うが、明らかに届出と違う年月日が賃金台帳や出勤簿で確認できた場合は、遡るということでしょうか？

◇事務局

・一旦、会社として加入をいただいた後、適正に手続等が行われているかという加入後の調査がある。

これについては、その事実を確認した場合は、その時点に遡って適用し、保険料も遡って徴収している。

私が先ほど申し上げたのは、適用されていない事業所の最初の届出の話であって、そこは加入後の調査と取扱いが区分されている。

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

・解りました。ありがとうございました。

◆飯野委員長（国立大学法人島根大学）

・厚生年金の拡大は、事業主の協力が不可欠という感じですね。

そこのところでなかなか拡がらないのが大きなネックになっている。

調査権を持っている各部署で、ぜひ頑張ってください。

◆藤原委員（山陰中央新報社）

- ・職域型の年金委員について人数があったが、これは各事業所一人ということか？

◇事務局

- ・職域型年金委員は各事業所1名の配置をお願いしている。
被保険者数が多い(300名以上)の事業所には、2名以上の配置をお願いしている。
必ずしも1名ではなく、ご希望があれば複数の委嘱は可能です。
人数制限は特になく、機構としての考えは1名以上、300人以上の事業所は2名以上をお願いしているところ。

◆藤原委員（山陰中央新報社）

- ・設置している事業所数は？何社、何名か？

◇事務局

- ・正確な数字を持ち合わせていないが、2名以上設置されている事業所もあるので、後日、議事録を送付する際に回答させていただく。

◆藤原委員（山陰中央新報社）

- ・関連で、年金委員に対する広報・教育内容は？

◇事務局

- ・資料4の9ページに載せており、表の白い上から4段目（事業所）になる。
全体では年間18回、参加者731名で、年金委員に限らずの部分もあるが、年金委員の皆さんに開催した制度説明会等を含んでいる。

◆藤原委員（山陰中央新報社）

- ・年金委員を対象に案内して来てもらったということか？

◇事務局

- ・おっしゃるとおりです。
各年金事務所が開催している説明会と、年金月間の11月に開催している全国年金委員研修会があり、全国年金委員研修会は県内から直接東京へ参加いただいて研修を受ける方法と、オンラインで参加いただく方法がある。
直接東京で参加いただいたのは、昨年2名で、年金事務所から声掛けをさせていただいて、快諾いただいた。
また、オンラインの方は、本部から各事務所おおむね30名程度参加をとという連絡があり、被保険者数100人以上の事業所に案内をしたところ。

参加いただいた事業所数、人数は手元に資料がないので、議事録に合わせて送付する。

◇事務局

- ・先ほどの資料4について補足する。

5～8ページの表の一番右側が、まさにこれが年金委員の活動支援事業になっていて、先ほど申し上げた全国年金委員研修会は7ページの11月のところに載っている。

その他、定期的に年金制度や手続きに関するチラシや情報誌を送付し情報提供している。

地域型年金委員については、定期的に連絡会を開催し、研修や意見交換を行っている。

活動支援事業については実施結果という形で資料を作成していますので、今後は全国年金委員研修会の参加状況など、事業結果を付記する等の資料記載を検討したい。

◆坂根委員（島根県社会保険労務士会）

- ・参考資料1のアンケート結果で、セミナー前とセミナー後で「とても良い」が増えているが、これはあくまで生徒さんの感覚でだと思うが、実際に高校生や短大生が国民年金の被保険者になったときに、実際に自分が理解して国民年金保険料を納付するかということについて、どこまで年金事務所としてアプローチが不能と言っているのか？

私の考えは、生徒だけではなく親御さんがしっかり共用してですね、その辺の重要性を認識する必要があると思うが、このアンケート調査の結果は良いですが、今後どのようなことを考えているのか伺いたい。

◇事務局

- ・保護者への取組みは、検討余地はあるものの、なかなか実現が難しいところ。

生徒に対してセミナーをした後に、家庭用（保護者向け）にお持ち帰りいただくような資料を配付して、お子さんを通じて見ていただくことを検討したこともある。

しかし、高校の担当者と保護者との調整を含めて、すんなり実施出来ないケースが多い。

結果、実施する全てのセミナーにおいて対応が難しい。というのが正直なところです。

ご意見については、受け止めさせていただき、今後の検討項目の一つとしていきたいと思います。

◆坂根委員（島根県社会保険労務士会）

- ・ありがとうございました。

社労士会も全国連合会から学校関係に出前授業を積極的にするよう指導がある。

私どもも社労士会としてなるその辺のことの説明を協力したいと思うので、今後ともよろしく願います。

◆飯野委員長（島根大学）

・付け加えると、大学も1年生の授業では、もちろん掛け金を払える人は払えばよいのですが、免除申請する人もいるので、必ずそうした情報をリツイートしなさいということのようにしている。

そういったアナウンスは、いろんなところでやっていると思うので、是非、今後も皆さんと一緒にやっていければと思うので、よろしくお願いします。

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

・学生納付特例について、学生の間は保険料は払わなくても良いと案内しているが、誤解していただくと困るとゆう点が、2年間学特をすると将来もらえる年金額には反映しない。学生の時に障害になったときには障害年金がもらえるとゆう点は良いが、卒業してきちんと納めないで将来もらえる年金額に反映しない。2年間分は減った額になってしまう。きちんと納めた人と比較すると2年分減ってしまう。支払うことも10年を過ぎると納められなくなるし、その後は、60歳を超えないと払えないしその時に収入が無い場合もあるので、働いて納められる時に納めていただく様、セミナーの時に周知していただきたい。国民年金保険料は世帯主も納付義務がある。滞納処分時には本人が払えない場合には、世帯主に対し口座の差し押さえとかという形になっているので、きちんと世帯としても納める必要があるところの周知をして頂いたほうが、保険料をきちんと納める意識に変わると思われる。このことから学生さん以外の研修とか、主婦とか市町村での説明会とかいろいろな場面できちんと話をして頂くと良い。

《令和6年度の事業計画について》

◆結城委員（厚生労働省中国四国厚生局）

・日本年金機構が取り組んでいる、デジタル社会の推進、ねんきんネットについて、良い取り組みだと思っている。私もねんきんネットのIDを取得し、マイナンバーからログインし、自分の今まで納めてきた保険料がどれくらいあるのか、自分がどういったときに加入記録があるのか、を20代から現在に至るまでの加入記録、厚生年金の期間も確認した。共済記録も現在まで、いくら標準報酬で、今までいくら保険料を払ったかという事も分かります。将来自分が65歳になるときに、60歳まで保険料を払いきるとどれくらいの金額がもらえるか案内してくれる。すごく良い仕組みだなと思っている。今、デジタル社会で皆さんスマートフォン使われている方が多い、一度是非、IDとか取られていないということであれば、IDを取得頂いて、自分の加入記録に間違いがないか、自分のもらった給料が合っているか、良い機会ですので、見てもらってはいかがかということ。また、厚生労働省ではマイナンバーカードの健康保険証利用について、職員一体となって取り組んでいる。本年の12月2日にはマイナ保険証へ移行ということで動いています。皆さんも医療機関に受診される機会には、マイナ保険証を利用させていただくことをご案内します。

・資料4の中にセミナーの実施に対する取り組みがある。官公庁等との取組みということで、国税局、労働局、社会保険労務士会等が実施するセミナーとのタイアップを検討するとの記載があった。今、具体的にどうしているか、お伺いできる範囲内で良いので、お聞きしたい。

◇事務局

・昨年5月まではコロナ禍で、環境としては実施そのものも難しく、他機関との連携は更に難しいところであった。コロナ以前においては、各学校で税務署における税務制度の説明会、警察が開催する説明会があり、機会の情報を得て共同開催していることもあるので、再開していけるような取り組みが出来ればと考えている。

ただし、各種学校の中には、時間を沢山取っていただける学校もあるが、第一に制度を周知して行きたい高校生になると、時期と時間に制約がある。共同開催する話が進んでも、学校側で受けていただくことが難しいこともある。

従前の、税務署が開催されている税務説明会などとの連携を再開できるような取組が出来ればと考えている。

◆飯野委員長（島根大学）

・今の点、実はすごく大事でして、今、国が一生懸命、個人で資産形成、資産形成と叫んでいますが、それよりも大事なことは、我々が普段から払っている税と社会保険料で、我々の生活をちゃんと支えられるものなのかどうかということをもまずきちんと説明したうえで、その次に資産形成と言うのが本来あるべき筋なんですね。そこのところが十

分伝えられずに、猫も杓子も資産形成というのは、あきらかに間違っているのです、きちんと正しい情報を伝えることが大事だなと思いますので、是非よろしくお願いします。

◆藤原委員（山陰中央新報社）

・関連で、お願いというか、要望なんです。年金というのが資料もありましたけども、老齢とか生涯とか、死亡っていうものに対して、そういったことが起きた時に、それじゃ思うように収入が得られないってなったとき、保険でカバーするってことで、非常に大切であるということは間違いがないわけです。これはお金の話だと思っていまして、そうであるならば、良い金融教育として、上の財務省、金融庁さんとも連携しながら、税の存在、あるいは、公私の観点とか、生まれてから亡くなるまで人生 100 年時代になったので、いろんなステージで、年金を納める、あるいは税金を納める、あるいは資産形成というか、運用が大事ということもあるかもしれませんが、全体の生まれてから亡くなっていくまでのところの、全体の金融教育の一環として、公的保険、国民年金、厚生年金というものの大切さというのを、教育されると、より聞くほうとしては分かりやすいというか、実感がわくというか、全体の中でどうゆうポジションにあるのかというのが分かるのかなというふうに思います。

厚労省だけではなく、財務省、金融庁など他省庁、それと金融機関と一環として位置づけて行っていただけないかということです。

◇事務局

・金融関係の機関との連携もとれるような方法も模索・検討します。

◆飯野委員長（島根大学）

・一つ提案です。全銀協、全国保険業協会、証券業協会、そういうところもそれぞれ金融教育に力を入れている。そういうところと、年金機構だとか、本来であれば厚労省がきちんと話し合っ、どういう形での金融教育をするのが相応しいかというふうに、どこからか声を上げる必要があります。残念ながらどこの組織も自分のところだけをやりますが、他との関係性をなかなか取ろうとしないので、是非やってもらいたい。